

長久手市道路占用料条例「料金改正前後の比較」

◎改正後		R8.4.1施行		◎改正前 R5.4.1	
占用物件		単位	占用料(円)	占用料(円)	(増減額) 円
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,300	1,200	100
	第2種電柱		1,900	1,800	100
	第3種電柱		2,600	2,400	200
	第1種電話柱		1,100	1,000	100
	第2種電話柱		1,800	1,700	100
	第3種電話柱		2,500	2,300	200
	その他の柱類		110	100	10
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1m1年につき	11	10	1
	地下電線その他地下に設ける線類		7	6	1
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	1,100	1,000	100
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡ 1年につき	670	630	40
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	2,200	2,100	100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		940	880	60
法第32条 第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1㎡ 1年につき	3,600	3,600	0
	その他のもの	占用面積1㎡ 1年につき	2,200	2,100	100
	外径が0.07m未満のもの	長さ1m1年につき	47	44	3
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		67	63	4
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		100	94	6
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		130	130	0
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		200	190	10
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		270	250	20
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		470	440	30
	外径が0.7m以上1m未満のもの		670	630	40
	外径が1.0m以上のもの		1,300	1,300	0

法第32条 第1項第3 号及び第 4号に掲 げる施設		占用面積1㎡ 1年につき	2,200		2,100	100
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路	占用面積1㎡ 1年につき	1,800		1,800	0
	地下に設ける通路		1,100		1,100	0
	その他のもの		2,200		2,100	100
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	その他のもの	占用面積1㎡ 1月につき	360		360	0
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板	表示面積1㎡ 1年につき	3,600		3,600	0
	標識	1本1年につ き	1,800		1,700	100
令第7条 第2号に 掲げる工 作物		占用面積1㎡ 1年につき	2,200		2,100	100
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占用面積1㎡ 1月につき	360		360	0
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占用面積1㎡ 1年につき	Aに0.01を乗 じて得た額		Aに0.011を乗 じて得た額	
	その他のもの		Aに0.007を 乗じて得た額		Aに0.008を乗 じて得た額	
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占用面積1㎡ 1年につき	Aに0.01を乗 じて得た額		Aに0.011を乗 じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗 じて得た額		Aに0.023を乗 じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額		Aに0.033を乗 じて得た額	
令第7条第 12号に掲 げる器具		占用面積1㎡ 1年につき	Aに0.025を 乗じて得た額		Aに0.033を乗 じて得た額	

※赤枠は改定時に増額となるものを表すものとする。
※赤字は改定及び改訂対象部分を表すものとする。
※Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。